

群馬県市町村会館管理組合規則の用字、用語等の整備に関する規則

平成29年8月23日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、この規則施行の際現に効力を有する群馬県市町村会館管理組合規則（以下「既存の規則」という。）を当該既存の規則の内容及び効力に変更の生じない限度において、用字、用語等を統一した表現に整備するために必要な事項を定めるものとする。

(用字、用語等整備の措置)

第2条 既存の規則中に用いられている用字、用語等については、群馬県市町村会館管理組合条例の用字、用語等の整備に関する条例（平成29年群馬県市町村会館管理組合条例第2号）第2条及び第3条の規定の例により改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に既存の規則に基づいて作成された様式は、施行日以降においても当分の間、使用することができる。